

相談受付・申込票

受付機	ここは記載不要です 以下全てご記入ください。
ID	

■基本情報

ふりがな	よこはま たろう		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()	
氏名	横浜 太郎		生年月日	西暦 1975年 4月 1日 (45歳)	
住所	〒 000- 0001 横浜市▲区△△町 1-2-3				
電話	自宅	(045)012-3456	携帯	(090)1111-2222	
メール	yokohama-taro@x x x.co.jp				
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名		来談者の ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他()	
	電話	() -			

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

<input type="checkbox"/> 病気や健康、障害のこと	<input type="checkbox"/> 住まいについて	<input type="checkbox"/> 収入・生活費のこと
◎ <input type="checkbox"/> 家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/> 税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/> 債務について
<input type="checkbox"/> 仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/> 仕事上の不安やトラブル	<input type="checkbox"/> 地域との関係について
<input type="checkbox"/> 家族との関係について	<input type="checkbox"/> 子育てのこと	<input type="checkbox"/> 介護のこと
<input type="checkbox"/> ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/> DV・虐待	<input type="checkbox"/> 食べるものがない
<input type="checkbox"/> その他()		

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

緊急事態宣言を受け、会社が休業となり収入が減少したため、家賃の支払いが困難である。住居確保給付金の申請をしたい。

申込する「区役所」名を
ご記入ください。

■相談申込み欄

横浜市 ▲区 福祉保健センター長

私は、相談支援の検討・実施等にあたり必要となる裏面に記載の関係機関（者）と情報共有することに同意の上、自立相談支援事業の利用を申し込みます。

令和 2 年 5 月 〇 日 本人署名 横浜 太郎 印

【利用目的】
◇相談業務を円滑に行うため
◇横浜市に対して自立相談支援事業利用申込、プラン申込を行うため
◇支援サービス提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

記名押印または署名
をお願いします

【別表】関係機関・関係者等

区福祉保健センター生活支援課

区福祉保健センター福祉保健課

区福祉保健センター高齢・障害支援課

区福祉保健センターこども家庭支援課

区福祉保健センター保険年金課

区役所税務課

ハローワーク(公共職業安定所)

ジョブスポット

神奈川県社会福祉協議会

横浜市社会福祉協議会

区社会福祉協議会

よこはま若者サポートステーション

湘南・横浜若者サポートステーション

法テラス

就労準備支援事業委託事業者

家計改善相談支援事業委託事業者

学習支援・生活支援事業委託事業者

就労訓練事業支援センター実施事業者

地域若者サポートステーション・地域ユースプラザ

その他(

)

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	ヨコハマ タロウ		
①氏名	横浜 太郎		
②生年月日	昭和・平成・令和	50年 4月 1日	満(45)歳
③電話番号	(045) 012-3456	④性別	男・女

⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期	令和2年10月31日
離職等した事業所	〇〇〇株式会社

離職廃業の場合はこちらに記入が必要。

(2) 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	平成〇〇年〇月から〇〇〇株式会社に勤務し、離職するまで世帯の生計を維持していた
---------------------------	---

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	横浜市▲区△△町 1-2-3 □□ (借りている住居の住所を記入)
住居の家主等	〇〇〇〇不動産 (個人名若しくは法人名を記入。公営住宅の場合は自治体の長の名を記入)
喪失するおそれのある住居の家賃額	70,000円 (共益費、駐車場代等を除いた純粋な家賃額を記入)
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	離職により収入がなくなり、妻のパート収入だけでは、家賃の支払いが困難なため、このままだと家賃滞納することになり、住居を喪失する恐れがある。

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	ヨコハマ タロウ	ヨコハマ ハナコ	ヨコハマ イチロウ	
氏名	横浜 太郎	横浜 花子	横浜 一郎	
続柄	本人	妻	子	合計
性別	男	女	男	
生年月日	S50.4.1	S.55.5.1	H13.7.1	
収入(月額)	0円	30,000円	0円	円 30,000円
預貯金等	250,000円	100,000円	50,000円	円 400,000円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

申請日の属する月以降に支払う家賃相当分から支給を開始します。

令和 2 年 5 月 〇 日

7月家賃分(6月に支払い) 〆らの支給を希望します

横浜市〇〇
福祉保健センター長 殿

申請者氏名 横浜 太郎

横
濱
印
記
押
印
又
は
署
名

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	ヨコハマ タロウ		
①氏名	横浜 太郎		
②生年月日	昭和・平成・令和	50年	4月 1日 満(45)歳
③電話番号	(045) 012-3456	④性別	男・女

⑤次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

(2) 第3条第2号に規定する場合 減収の場合はこちらに記入が必要。

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした外出自粛要請に伴う仕事の減少により減収となった。
-------------------------	---

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	新型コロナウイルスの影響があり、仕事ができずに減収しているが、世帯の生計を維持している。
---------------------------	--

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	横浜市▲区△△町 1-2-3 □□ (借りている住居の住所を記入)
住居の家主等	〇〇〇〇不動産 (個人名若しくは法人名を記入。公営住宅の場合は自治体の長の名を記入)
喪失するおそれのある住居の家賃額	70,000円 (共益費、駐車場代等を除いた純粋な家賃額を記入)
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	離職により収入がなくなり、妻のパート収入だけでは、家賃の支払いが困難なため、このままだと家賃滞納することになり、住居を喪失する恐れがある。

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	ヨコハマ タロウ	ヨコハマ ハナコ	ヨコハマ イチロウ		
氏名	横浜 太郎	横浜 花子	横浜 一郎		
続柄	本人	妻	子	合計	
性別	男	女	男		
生年月日	S50.4.1	S.55.5.1	H13.7.1		
収入(月額)	50,000円	30,000円	0円		円
預貯金等	250,000円	100,000円	50,000円	円	400,000円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

また、裏面の注意事項について、同意します。 申請日の属する月以降に支払う家賃相当分から支給を開始します。

令和 2 年 5 月 〇 日 7月家賃分(6月に支払い) 〆らの支給を希望します

横浜市〇〇 福祉保健センター長 殿

申請者氏名 横浜 太郎 横 浜 印

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること

- ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※当面緩和措置により、①は月に1度に緩和しています。必要に応じて、面談若しくは書面等で確認を行います。

2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと

3 再支給の申請ではないこと(過去に住居確保給付金の申請であるが、従前の支給終了後、再就職等による解雇を除く)されたこと

4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと

令和3年1月から「生活困窮者自立支援法施行規則」が改正され、要件が変更されました。

令和2年4月30日に同規則改正により、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特例として当面の間、①は月1回以上となっています。

また、受給期間1~9か月で申請理由が「休業等による減収」の方は、②・③及び、ハローワークへの求職の申込みは当面の間、不要となっています。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

令和〇年〇月〇日

横浜市〇〇福祉保健センター長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所 横浜市〇〇区△△町〇丁目△番

申請者氏名 〇〇〇〇 △△△

求職番号 〇〇〇〇〇〇 - △△△△△△△△

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・ 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属

令和3年1月から「生活困窮者自立支援法施行規則」が改正され、要件が変更されました。
受給期間1～9か月で申請理由が「休業等による減収」の方は、ハローワークへの求職の申込みは当面の間、不要となっています。

② 追加確認書類等

1 求職番号確認書類

申請時にハローワーク登録をしていない場合は、以下のいずれかを提出

- (1) 求職番号報告書
- (2) ハローワークの登録画面（求職番号が表示された画面）の写し
- (3) 紙の求職受付票（ハローワーク受付票）の写し

2 入居（予定）住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）

(3) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）

※ (3) は、自治体の求めに応じて、ご提出ください

離職状況等に関する申立書

私は、離職・廃業することから、離職状況等に関する申立書を提出しませんが、

申込する「区役所」名をご記入ください。

横浜市〇〇福祉保健センター長 様

令和2年5月〇日

フリガナ ヨコハマタロウ

記名押印又は署名

氏名 横浜 太郎 印

生年月日 S50.4.1

電話番号 090-1111-2222

事業所名	株式会社 〇〇横浜総合商社 〇店
事業所 所在地・電話	〒000-0000 横浜市中区〇〇町 1-1 電話 045-000-0000
雇用保険 適用状況	1. 雇用保険被保険者であった 2. 雇用保険被保険者でなかった
平均月額給与	20万 円 ※1
離職等時期	令和2年 4月 15日
離職等理由	1. 解雇※2、雇止め※3 2. 自己都合離職・廃業
証拠書類の 提出が困難な 理由	コロナウイルス感染予防のため、外出自粛をしている。 企業に必要な書類の依頼をしているが、企業も休業しており 必要な書類が届かないため。

※1 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。

※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

【記載例】① 就業機会の減少に関する申立書

私は、就業機会の減少に_____あることから、以下のとおり申立書を提出します。申立_____。

申込する「区役所」名をご記入ください。

横浜市〇〇福祉保健センター長 様

令和2年 5月 〇日

フリガナ ヨコハマタク 記名押印又は署名

氏名 横浜 太郎 印

生年月日 S50.4.1

電話番号 090-1111-2222

これまでの平均月額収入	15万 円 ※1
申請月の収入	7万 円
自己の責に帰すべき理由又は自己の都合によらない収入の減少の具体的内容	緊急事態宣言を踏まえ、会社が休業することに伴い、仕事が減り、収入が減少したため。
証拠書類の提出が困難な理由	会社からシフトが、スマートフォンのアプリ等を通じて送られてきていたが、印刷等ができないため。

※1 休業等以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

【記載例】② 就業機会の減少に関する申立書

私は、就業機会の減少に関する関係書類の提出が困難であることから、以下のとおり申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

横浜市〇〇福祉保健センター長 様

令和2年 5月 〇日

フリガナ *ヨコハマタロウ* 記名押印又は署名

申込する「区役所」名をご記入ください。

氏名 横浜 太郎 印

生年月日 S50.4.1

電話番号 090-1111-2222

これまでの平均月額収入	15万 円 ※1
申請月の収入	5万 円
自己の責に帰すべき理由又は自己の都合によらない収入の減少の具体的内容	フリーで通訳の仕事をしている。参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったため。
証拠書類の提出が困難な理由	中止連絡が口頭連絡のみであったため。

※1 休業等以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

【不動産媒介業者等記載欄】

入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

- 1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
- 2. 暴力団員等と関係を有する者(暴力団員等と関係を有しない者)と関係がある旨を記載してください。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しない者から情報を求めることを同意します。

申込する「区役所」名をご記入ください。

横浜市〇〇〇福祉保健センター長 様

令和2年 5月 〇 日

印を忘れずに押してください。
原則として、代表者印・賃貸借契約書と同等の印が必要です。
※代表者印が難しい場合などは、提出先の区にご相談ください。

不動産媒介業者等
(商号又は名称) 例 〇〇〇〇不動産
(代表者名) 代表 〇〇 〇〇 印
(所在地) 〒000-0001 横浜市▲区△△町1-1-1
(担当者等) 氏名 〇〇 〇〇 所属 〇〇部
電話番号 000-0001-0001

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。
※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載して下さい。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)
生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ氏名	横浜 太郎
生年月日	昭和50年4月1日
同居状況	単身・複数(3名)
入居開始年月日	平成29年4月1日 (年 月 日までの 月 日間)

入居している賃貸住宅について

名称	□□
所在地	横浜市▲区△△町 1-2-3 □□
月額家賃	70,000 円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 68,000円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象とならない限り、借家法による保護の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※3 共益費・管理費を除いた金額を記入してください。
- ※4 借家法(借家契約)の場合に限り、入居開始年月日欄の()内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。
 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。
 口座振込又はクレジットカード払いとすることができるが、途中変更ができない。
 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する(〇月から変更可能)

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	カブ) マルマルフドウサン
		口座名義	例 〇〇〇〇不動産
		金融機関名	横浜銀行
		支店名	〇〇支店
		口座種別	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

【申請者本人必須記載欄】

令和2年5月〇日

記名押印又は署名

横
印

氏名 横浜 太郎

住所 横浜市▲区△△町 1-2-3 □□

電話番号 (045) 012-3456

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を横浜市〇〇福祉保健センターに提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]